

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成27年8月3日

付議事項提出部局		総務部課税課																	
該当する審議事項		(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項																	
件名	伊勢市市税条例において、固定資産税（家屋・償却資産）に係る課税標準及び税額の特例割合を国の参酌基準と同割合で規定することについて																		
付議事項の概要	<p>1 課税標準等の特例割合については、従来は地方税法で一定の割合が定められていたが、平成24年度から、一部の対象については、法に定める範囲内において市町村の裁量により条例で規定することができるようになった。（地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」））</p> <p>2 平成27年度の地方税法の改正により、市税に関連するわがまち特例の対象が3項目追加された。①は固定資産税及び都市計画税に係るもの、②・③は固定資産税に係るものであり、対象等は次のとおり。</p> <p>※特例措置の適用期間をわがまち特例を導入した上で延長されるもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象資産</th> <th>特例割合</th> <th>具体的対象資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産</td> <td>都市再生緊急整備地域 3/5を参酌し、1/2以上7/10以下 特定都市再生緊急整備地域 1/2を参酌し、2/5以上3/5以下 ※課税標準に特例割合を乗じる</td> <td>(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、 通路</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>津波避難施設等</td> <td>1/2を参酌し、1/3以上2/3以下 ※課税標準に特例割合を乗じる</td> <td>(家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち、避難の用に供する部分。(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解錠装置</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）</td> <td>2/3を参酌し、1/2以上5/6以下 ※税額から特例割合分を減額</td> <td>高齢者の居住の安定確保に関する法律の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅</td> </tr> </tbody> </table> <p>※他県、他市町村にまたがる償却資産が対象となる場合の特例割合（大臣配分・知事配分）は、参酌基準の割合が適用されるよう法において規定。</p>				対象資産	特例割合	具体的対象資産	①	公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産	都市再生緊急整備地域 3/5を参酌し、1/2以上7/10以下 特定都市再生緊急整備地域 1/2を参酌し、2/5以上3/5以下 ※課税標準に特例割合を乗じる	(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、 通路	②	津波避難施設等	1/2を参酌し、1/3以上2/3以下 ※課税標準に特例割合を乗じる	(家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち、避難の用に供する部分。(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解錠装置	③	サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）	2/3を参酌し、1/2以上5/6以下 ※税額から特例割合分を減額	高齢者の居住の安定確保に関する法律の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅
		対象資産	特例割合	具体的対象資産															
	①	公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産	都市再生緊急整備地域 3/5を参酌し、1/2以上7/10以下 特定都市再生緊急整備地域 1/2を参酌し、2/5以上3/5以下 ※課税標準に特例割合を乗じる	(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、 通路															
	②	津波避難施設等	1/2を参酌し、1/3以上2/3以下 ※課税標準に特例割合を乗じる	(家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち、避難の用に供する部分。(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解錠装置															
	③	サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）	2/3を参酌し、1/2以上5/6以下 ※税額から特例割合分を減額	高齢者の居住の安定確保に関する法律の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅															
<p>3 上記①については都市計画課と協議したところ、伊勢市には当該緊急整備地域がないため、今回条例には定めないこととする。また、②については危機管理課と、③については地域包括ケア推進課と協議を行い検討した結果、いずれも特例割合を増減させる特段の事情はないと判断し、参酌基準をもって特例割合と規定する。</p>																			
審議の論点	○特例割合を参酌基準と同割合で規定すること。																		
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <p>○地方交付税は、参酌基準の割合を基に算定される。</p> <p>○9月定例会に伊勢市市税条例の一部改正案を提出予定。</p>																		
関係資料の有無（○をする）		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無																	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成27年8月3日

付議事項提出部局	総務部課税課		
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項		
件名	半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置(不均一課税)に係る対象業種の追加について		
付議事項の概要	<p>・伊勢市は、半島振興法による半島振興対策実施地域として指定されているため、当該地域における税制上の優遇措置として、対象とする業種の用に供する資産を新設又は増設した者については、当該資産に係る固定資産税の税率を3年度分10分の1とする特例措置を設けている。 (税率1.4%⇒特例税率0.14%)</p> <p>・特例措置の対象にしている業種は、半島振興法に基づき特例措置により減収する分を地方交付税で一部補填される業種としている。</p> <p>・今回、半島振興法の改正があり、減収補填の対象業種が追加されたため、商工労政課と課税課で協議を行い、半島地域における企業誘致、設備投資の促進という目的に対する優遇措置の内容充実のため、固定資産税の特例措置の対象業種等も法改正にあわせて追加しようとするもの。</p>		
		改正前	改正後
	対象期間	平成 25. 4. 1～平成 27. 3. 31	平成 27. 4. 1～平成 29. 3. 31
	対象業種	・製造業 ・旅館業（下宿営業を除く。）	・製造業 ・旅館業（下宿営業を除く。） ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業
	対象資産	<p>・対象期間内に取得された特別償却設備（家屋及び償却資産）</p> <p>・半島振興を促進するための伊勢市における産業の振興に関する計画の計画期間の公示日以後において取得した土地で、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該特別償却設備である家屋の建設に着手した場合のもの。</p>	<p>・対象期間内において取得された特別償却設備（家屋及び償却資産）</p> <p>・伊勢市産業促進計画の計画期間の初日以後において取得した土地で、当該取得の日の翌日から1年以内に当該特別償却設備である家屋の建設に着手した場合のもの。</p>
対象要件	<p>製造業、旅館業ともに次の要件</p> <p>①個人又は資本金1,000万円以下の法人 特別償却設備取得価格 500万円以上</p> <p>②資本金1,000万円超5,000万円以下の法人 特別償却設備取得価格 1,000万円以上</p> <p>③資本金5,000万円超の法人 特別償却設備取得価格 2,000万円以上</p>	<p>・製造業、旅館業（下宿営業を除く。） 同左</p> <p>・情報サービス業等、農林水産物等販売業 特別償却設備取得価格 500万円以上（資本金制限なし）</p>	
審議の論点	<p>企業誘致、設備投資の促進を目的として、固定資産税の特例措置の対象となる業種に①情報サービス業等及び②農林水産物等販売業を追加しようとするもの。</p> <p>※①については、有線放送業、ソフトウェア業又はインターネット付随サービス業等、②については、当該半島振興対策実施地域内で生産された原料等として製造、加工等したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の者に販売するもの。</p>		
参考	<p>・前回（平成25年度）の条例改正においても、法令の改正及び伊勢市の産業振興計画にあわせて減収補填の対象となる事業（旅館業）を追加した。</p>		
関係資料の有無（○をする）	有 ・ 無		



経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成27年7月29日

付議事項提出部局	健康福祉部 福祉総務課、高齢・障がい福祉課	
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	福祉施設管理の今後の方向性について	
付議事項の概要	<p>○福祉サービスは、措置から契約への移行に伴い、民間事業者によるサービス提供体制の充足・充実が図られてきた。</p> <p>○障がい者生活支援事業などの積極的に取り組むべき課題への対応、今後の地域移行、地域包括ケアシステムによる新たなサービスへの対応が求められている。</p> <p>○現在設置している福祉施設について、将来を見据えた活用とするとともに、一部の施設においては、用途変更、民間譲渡等の見直しを行う。</p> <p><b>【見直しの対象とする施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市福祉健康センター（3階会議室）、伊勢市ハートプラザみその（デイサービスセンター）、伊勢市みなとデイサービスセンター（デイサービスセンター）、伊勢市二見デイサービスセンター</li> <li>・障がい者就労支援施設伊勢市工房そみん、伊勢市小俣さくら園、伊勢市御菌しらぎく園</li> </ul>	
審議の論点	<p>○今後の施設の活用方針の基本的な考え方はこれでよいか。</p> <p>○具体的な施設の活用方法、見直しの方法はこれでよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民対応、地元調整、</li> </ul> <p>○今後のスケジュールは、これでよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行時期</li> </ul>	
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設内での介護保険事業については、初期段階で利用者ニーズに対し民間事業者によるサービス供給体制が不十分な時期に、社会福祉協議会がその先駆的な役割を担い、これまで住民ニーズに対応してきた。</li> <li>・「社会福祉協議会が市の施設を無償で借り受けて介護事業を展開し、結果、収益を上げているのは民間事業者との均衡に欠ける」との意見が出されている。</li> <li>・市と社会福祉協議会との協議において、社協が市とともに地域福祉活動の主体としての事業展開、公的福祉機関として民間事業者が担うことが困難な事業の実施を期待することを確認してきた。</li> </ul>	
関係資料の有無（○をする）	<p>① ・ 無</p>	



経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成27年8月3日

付議事項提出部局	環境生活部市民交流課	
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	地域審議会の設置期間の変更について	
付議事項の概要	<p>○地域審議会は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）に基づく、市の附属機関であり、「地域審議会を設置することに関する協議」により、設置期間が平成 28 年 3 月 31 日までとなっている。合併前の伊勢地区、二見地区、小俣地区、御菌地区という地域で地域審議会が運営されており、現在、第 5 期（平成 26 年 7 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）が継続中である。</p> <p>平成 28 年 4 月以降も延長する場合は、条例による「地域審議会を設置することに関する協議」の変更が必要となる。</p> <p>○平成 27 年 6 月議会で、新市建設計画の変更（5 年間延長）が議決された。</p>	
審議の論点	<p>○新市建設計画が延長されたことでその進行管理を継続していただくことから、各地域の地域審議会を新市建設計画の延長期間と同様、5 年間延長することとしたいが良いか。</p> <p>○延長した場合のスケジュールは、9 月定例会への条例提案で良いか。</p>	
参考	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <p>○H27. 4. 30 庁内調整会議で協議</p>	
関係資料の有無（○をする）	<p>○有 ・ 無</p>	